

横浜市社会福祉協議会
民間社会福祉事業従事者

安心して
勤め続けていただくために！

年金共済

横浜市社協の年金共済は・・・

- ◇雇用形態や職種に関わらず加入できます
- ◇勤続1年以上から退職金を給付します
- ◇出産・結婚の時にはお祝い金、
入院（10日以上もしくは30日以上）時にはお見舞金を給付します
- ◇勤続1年以上の方は貸付金制度も利用できます（貸付金上限あり）



加入者

長く勤めているとそれ
だけ退職時に有利にな
るのでうれしいです。

加入者・事業者の声

法人独自の退職金制度がない
ので、職場の職員福利厚生に
役立っています。



事業者

横浜市社協の年金共済事業

施設等で働く職員の確保・定着に寄与する制度として、加入者（職員）と法人（共済契約者）双方に掛金を拠出していただき、それを原資として退職金等の給付を行います。

横浜市社協は、加入・脱退などの事務やお預りした掛金を運用するとともに、退職金等の給付（①退職給付②慶弔給付）、③貸付等を行います。

＜①退職給付＞退職時に平均標準給与月額及び加入期間に応じて支給します。（加入期間1年以上）

給付例

【金額単位：円】

平均標準 給与月額	加入 期間	本人掛金額	施設掛金額	掛金合計額	支給乗率	支給金額	本人掛金と 支給金額比	掛金合計と 支給金額比
200,000	1年	54,000	63,600	117,600	0.297	59,400	110%	51%
	5年	270,000	318,000	588,000	2.266	453,200	168%	77%
	10年	540,000	636,000	1,176,000	5.444	1,088,800	202%	93%
	20年	1,080,000	1,272,000	2,352,000	14.888	2,977,600	276%	127%

＜例＞ 平均標準給与月額 200,000 円の場合、1ヶ月当たりの掛金はご本人 4,500 円、施設 5,300 円
1年以上加入すると、「支給金額」は「本人掛金額」以上となり、長く加入するほど有利です。

<②慶弔給付>

慶弔給付の種類	金 額
加入者が結婚したとき	30,000 円
加入者または配偶者が出産したとき	20,000 円
加入者が病気または障害により 10 日以上入院したとき	10,000 円
加入者が病気または障害により 30 日以上入院したとき	20,000 円
加入者が死亡したとき	50,000 円
加入者の配偶者が死亡したとき	30,000 円
加入者の子が死亡したとき	20,000 円
加入者が加入期間 6 ヶ月以上 1 年未満で退職したとき	10,000 円

<③貸付制度>

本事業に 1 年以上加入している加入者に資金が必要な際に貸付を行う制度です。

項 目	内 容
貸付額	1 万円単位で最大 100 万円（但し、申請時の退職給付金額内）
利 息	年 3.65%（元金均等払）
借入目的	物品購入、結婚・教育資金、家の改築費用等
連帯保証人	加入者の所属する施設・団体の代表者もしくは法人の代表者

誰が加入できるの？

横浜市社協の会員法人（団体）が経営する施設等に勤務する有給の役職員で、社会福祉の事業に従事する方。（法人規程で認められていれば正職員でないアルバイトやパート等の非常勤職員の方も加入できます）

※共済制度の受益者等については、各法人の退職金規程や就業規則等で定められます。

ご注意ください！ ※加入者様には制度をご理解いただいた上で加入手続きを進めてください。

- ① 掛金は加入者（職員）と法人双方にご負担いただきます。
- ② 加入期間が 1 年未満の場合は退職給付金は給付されません。
（加入期間が 6 ヶ月以上 11 ヶ月以内で脱退した場合は慶弔給付金として 1 万円支給します。
5 ヶ月以内で脱退した場合は支給がありません。）
- ③ 原則として退職せずに脱退することはできません。

創立経緯と事業規模は？

昭和35年、横浜市内の民間社会福祉施設で働く方の福利厚生充実のために年金共済制度が生まれました。加入者及び法人（施設・団体）双方で拠出いただいた掛金の管理、運用（※1）等の事務を「横浜市社会福祉協議会」が行っております。令和5年3月末現在では、20,708名が加入しています。

※1 資産運用はみずほ信託銀行及び三井住友信託銀行へ委託しております。

お問い合わせ

年金共済事業 事務局
横浜市社会福祉協議会 施設福祉課

【電話】045-201-2218

【FAX】045-201-1661

お気軽にお問い合わせください！

